

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和三年六月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	養護老人ホーム 喜生園	広島市佐伯区三宅二 丁目1番2号	名称	養護老人ホーム 楽々園 kisui
			所在地	広島市佐伯区楽々園 五丁目15番22号